

諮問番号：平成30年度諮問第13号

答申番号：平成30年度答申第12号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童について、最近では学校生活のストレスで、多動や自傷等の不安定行動が増えており、以前より生活の中で課題が増えていることを顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、診断書によることとされ、審査請求書に記載された内容から日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、提出された診断書の記載内容からは、日常生活への適応に当たって援助が必要なことを読み取ることができず、対象児童が政令別表第3に定める状態に該当しないと判定したものであり、原処分は適正である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する事情は、本件診断書に記載されている事項を詳細に主張したものであって、診断書に記載されている内容を超える新たな事情と認められるものではない。また、発達障害関連症状及び精神症状がないこと、日常生活能力の程度も高いと認められること及び精神医学的総合判定が軽度と判定されていることから、知的障害の2級の基準である「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当するとまではいえない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成30年7月4日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、本件診断書をみると、対象児童については、軽度の知的障害があり、問題行動及び習癖として、「多動」、「自傷」、「徘徊・浮浪」及び「不眠、生活リズムの乱れ」があるとされ、日常生活能力の程度については、衣服の項目が「ボタン不能」と、睡眠の項目が「夜眠らず騒ぐ」とされている。

しかしながら、精神医学的総合判定も「軽度」とされ、IQは54の「軽度」であり、高次脳機能障害及び学習障害はなく、発達障害関連症状及び精神症状も「無」とされており、日常生活能力の程度についても、食事、洗面及び排泄の項目は「自立」と、入浴の項目が「一部介助（見守りや声かけを要する程度）」と、危険物の項目も「特定の物、場所はわかる」とされ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、これらの記載からは、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

## 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美